

●区域区分（法第7条）

都市の無秩序な市街化を防止し、健全な発展と秩序ある整備を図るため、市全域を昭和45年6月10日、市街地として積極的に整備する区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分（線引き）しています。

その後、7回に亘る線引き見直し及び土地区画整理事業等による保留区域の市街化区域編入により、現在は市街化区域約3,152ha、市街化調整区域約3,636haとなっています。

市街化区域 約3,152ha
(市域の46.4%)

市街化調整区域 約3,636ha
(市域の53.6%)